



弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

Vol.101

★業務上横領 懲戒解雇の注意点

興味深い判例がありましたので御紹介致します。

原告が、横領行為に関与していたことが証明されているとまではいうことができないとして懲戒解雇が無効になった事案です（医療法人Y事件大阪地裁平成27年12月15日判決）。

《事案》

被告は医療法人であり、原告は会計を担当していました。原告の他にc、dという女性職員（c、dは姉妹）も会計を担当していました。

患者等から窓口担当の社員が横領をしている等の様々な問い合わせがあり、かつ別件の裁判所が関与した証拠保全手続で患者側から合計34万円の領収証3通が提出されましたが、被告の会計には、この34万円が入金された記録が全く存在しませんでした。

被告事務長がc、dに問いただした所、横領の事実、原告の関与も認めました（原告の関与についてはc、dは後に否認に転じました）。原告は関与を否定しましたが、被告は、平成26年2月15日付けで、平成18年春頃から毎日のように、窓口受付簿やレセプトコンピューターデータの改ざん等の不正な経理操作により、少なくとも1億2000万円を横領した事実が明らかになったとして、原告を懲戒解雇しました。原告は、懲戒解雇は無効であるとして訴訟を提起しました。

《裁判所の判断》

被告は、原告がc及びdと共に横領に関与していた根拠として、

(1) 原告が、c及びdと共に本件診療所の

古参のスタッフであり、診療費の請求業務等の中心的業務を担っており、特に原告がリーダー格の存在であったこと、(2) 原告以外のスタッフが、受付職員が横領しているという噂を聞いていること、(3) 原告も窓口簿を清書しており、cが入院していた期間に清書をしていたのは原告及びdのみであること、(4) cが、本件面談において、原告も共犯であり、横領した金員を3等分していた旨述べていること、(5) 窓口簿に入院費の記載がないこと、(6) 原告が、iから受け取った入院費を着服していること等を指摘しました。

しかし、裁判所は、

(1) について「c及びdが横領行為を行っていたことをもって、直ちに、原告が、c及びdと共に、横領に関与していたことの証左であると評価することはできない。」

(2) について「飽くまで噂にすぎないのであって、そのことをもって、直ちに、原告が横領に関与していたことの証左であると評価することはできない。」

(3) について「上記各日の窓口簿の記載が原告によるものであるか否かは判然としないというほかないから、上記各日の窓口簿の記載が原告によるものであることを前提する原告の主張は失当である。」

(4) について「そりゃ、あなたら家も失う、新聞にも出る。子供いるのかな」「言わなんたらパトカー呼ぶぞ、こら。どっちゃやねん」などと強要するような問い方をしていたため、「本件面談におけるcの発言をもって、直ち

に、原告が横領に関与していたと認めることには躊躇せざるを得ない。」

(5) について「本件診療所の会計管理あるいはその後の調査には杜撰な点があるといわざるを得ず、そうすると、窓口簿に入院費の記載がないことをもって、原告が横領に関与していたことの証左であると評価することはできない。」

(6) について「本件において、被告が横領として主に主張している受付窓口での患者の自己負担金の受領と、入院患者から現金を預かることとは態様が異なることなどからすれば、直ちに、原告が、iの入院費を着服したとまで認めるには足りないというほかない。」として原告の業務上横領行為が証明されたと認められないと判断しました。

1 現金の窃盗・横領は現場をおさえることが原則

本件の原告の行動はいかにも怪しく、共犯者とされるcは原告が関与している旨供述しました(録音あり)。法人は原告も業務上横領行為を容易に自白するだろうと判断したのだと思います。

しかし、現金の窃盗・横領については「紛失した」「私が管理していない」と言い訳、反論をする可能性も十分あり、この言い訳、反論を覆すのは実は非常に難しいことが多いです。そのため、現金の窃盗・横領については状況証拠では証明が難しく、現場を押さえることが必要になります。本件では、結果論になりますが、病院の受付にカメラを設置し、数日間だけでも録画をすれば、真実につながる証拠を入手出来たと思います。

2 横領をしたと疑われる従業員に対するヒアリングは最後に行うべき

本件では、被告事務長、被告代理人弁護士は、帳簿と現金出納とのズレを確認せず、かつ前記の通り横領の現場を押さえるような証拠を入手しようともせず、共犯者とされるcをいきなり面談し録音をし、しかも恫喝するような発言を行ってしまいました。これも簡単にc、d、原告が業務上横領行為を容易に自白するだろうと予想していたため行ったのでしょうか、物や書証などの物証を集めてから、シナリオを準備して本人にヒアリングを行うべきでした。

3 「黒くする捜査」と「白くする捜査」

本件では、被告は初めからc、d、原告が業務上横領行為を行っていたと思い込んで調査をしていたような印象を受けます。このような場合は、先入観から、原告が業務上横領行為を行っていないという事実につながる証拠を見過ごしたり、安易に有力な証拠の信用性を否定したりしてしまいます。本件では、c、dがすぐに原告は業務上横領行為に関与していないと否認に転じましたが、通常は共犯者同士で罪をなすりつけ合うことが多く、このように共犯者を庇うことは非常に稀で(マインドコントロール下に置いているなどの事情があれば別ですが)、この時点でもう一度帳簿の筆跡を比較するなどをするべきでした。

冤罪を生み出さないためには「黒くする捜査」だけでなく、「白くする捜査」も必要だと言われます。業務上横領行為を立証するためだけの調査ではなく、時には業務上横領行為をしていないと仮定して証拠や事実を評価することも重要になります。

お気軽にご相談下さい(10:00~17:00)

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982